

平成30年1月9日

▼タイトル： 子育て世帯・UIJターンの住宅取得を支援！

住宅金融支援機構との協定締結式を開催します。

▼内容：

高島市と独立行政法人住宅金融支援機構は、子育て世帯および移住者（UIJターン）の住宅取得を支援して定住の促進を図るため、「高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金」および「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業」と「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型」の推進にかかる相互協力に関する協定を締結することとなりました。

つきましては、次のとおり協定締結式を開催します。

▼協定締結式：

○日時 平成30年1月12日（金）午後3時30分～4時00分

○場所 高島市役所 2階 会議室

○出席者 独立行政法人住宅金融支援機構 近畿支店長 やなせ まもる 柳瀬 守 様  
高島市長 福井 正明

▼協定内容：

高島市と住宅金融支援機構が連携し、子育て世帯及び移住者（UIJターン）の住宅取得を支援します。「高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金」または「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業」を利用して市内の住宅を取得する場合、住宅ローン【フラット35】の借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げられます。

▼対象となる方（概要）：

(1) 高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金（若年子育て）

○高島市空き家紹介システムを通じて取得する空き家であること。

○小学生以下の子どもがいること。

○補助申請者の年齢が50歳未満であること。

(2) 高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業（UIJターン）

○高島市内に中古住宅を取得すること。

○高島市外に1年以上居住した後に、高島市に転入する方または高島市に転入後3年を経過していない方

▼問い合わせ先

○所 属： 市民生活部市民協働課（担当：荒木）

○電話番号： 0740（25）8526

○ファックス： 0740（25）8156

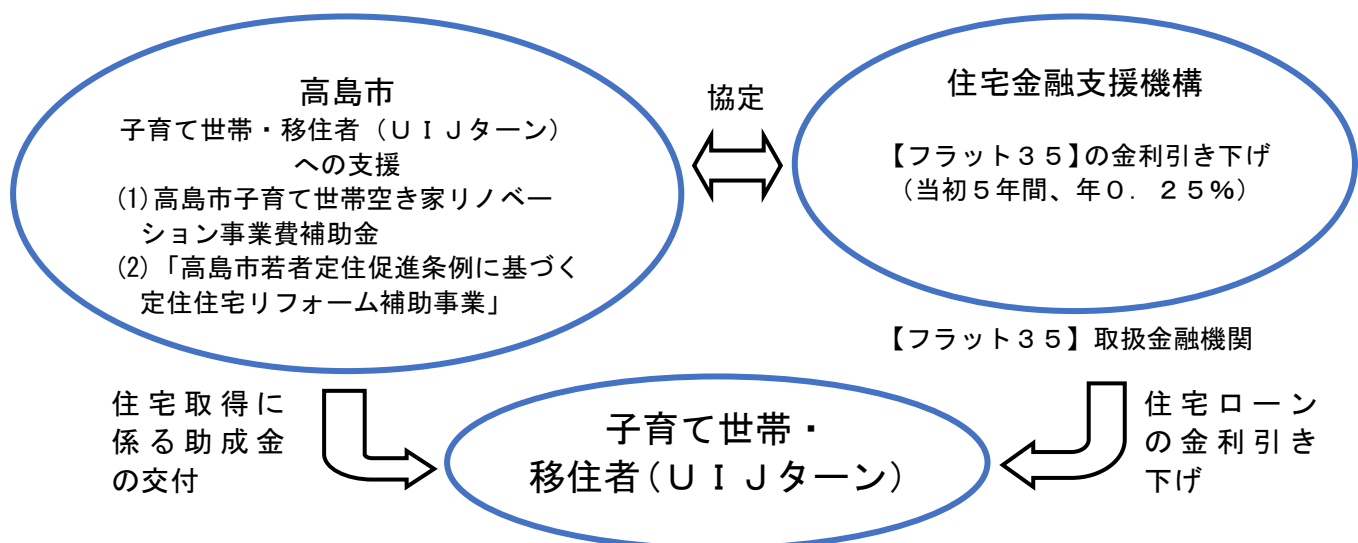
# 子育て世帯・UIJターンの住宅取得を支援！ 住宅金融支援機構と協力協定を締結

住宅ローン【フラット35】の借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げられます。

平成30年1月、高島市と独立行政法人住宅金融支援機構は、子育て世帯及び移住者（UIJターン）の住宅取得を支援して定住の促進を図るため、相互協力に関する協定を締結しました。

本協定の締結により、「高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金」または「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業」を利用される方が、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げられます。

《 高 島 市 》	《独立行政法人住宅金融支援機構》
<p>(1)高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金（H29年度新設） ○補助上限額：200万円は県内最大 ※詳細は別添チラシ参照</p> <p>(2)「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業」 【対象となる方】 本市へ移住・Uターンしようとする方または転入後3年を経過しない方 【対象となる住宅】 定住するために購入した中古住宅、所有する住宅 【対象となる事業】 市内業者が請負う50万円以上のリフォーム工事 【補助金の額等】 補助率は最高1/4、総額最高50万円、地域通貨「アイカ」で5年間分割均等払い</p>	<p>住宅ローン【フラット35】</p> <p>住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する最長35年の全期間固定金利型住宅ローン</p> <p>高島市で住宅取得する場合、左記の「高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金（注1）」または「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業（注2）」を利用される方は、【フラット35】の借入金利が、<b>当初5年間、年0.25%引き下げ</b>られます。 （注1）補助申請者が50歳未満であることの条件があります。 （注2）中古住宅の取得であることの条件があります。</p> <p>◇お問い合わせ 住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-0860-35</p>



【お問い合わせ先】  
市民生活部市民協働課 担当：荒木  
TEL：0740-25-8526 FAX：0740-25-8156  
E-mail：kyoudou@city.takashima.lg.jp